

Title	「平民的生活」：徳富蘇峰の家庭論
Sub Title	"Heiminteki Seikatsu" (Life idea of commoners) : the theory of home by Tokutomi Soho
Author	桜井, 彩(Sakurai, Aya)
Publisher	共立薬科大学
Publication year	1985
Jtitle	共立薬科大学研究年報 (The annual report of the Kyoritsu College of Pharmacy). No.30 (1985.) ,p.41- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	原報
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00062898-00000030-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「平民的生活」 —徳富蘇峰の家庭論—

桜井 彩

“HEIMINTEKI SEIKATSU” (LIFE IDEA OF COMMONERS)

— The Theory of Home by TOKUTOMI Soho —

Aya SAKURAI

(Received September 30, 1985)

In 1887 TOKUTOMI Soho established Min'yusha. Advocating “Heiminshugi” (Soho’s idea of democracy), he cast strong impact on the society of the time. “Heiminshugi” whose supporters were “the country gentlemen”, that is “commoners of independent autonomy”, and “the middle-class nation” was projected to advance a step forward capitalism that should start spreading from farm areas. Soho constructed a conception of a small family consisting of a married couple and their children as a basic unit in a production society to come. His aim was building a new home appropriate to a modern society. This paper reports the theory of home by Soho.

Soho maintained that home should be free from the conventional family system and be an autonomous management center. Every member of a family must have a noble spirit to be independent and support the autonomy of home.

Soho regarded home as a site where freedom and equality, doctrines of a production society, shall be attained. In addition, surrounded by a production society, home was considered to be a cradle of human development and such a rational ethos as diligence, economy and saving. The home life cultivating freedom, equality and independence is called “Heiminteki Seikatsu” by Soho. As a result of that, women could acquire a high position at home as key members.

It is clear that the home idealized by Soho contradicted “Ie” (the family system) formed according to the ideology of the emperor system which was under construction at that time.

His capitalism conception, however, was blocked by the industrial revolution. Development of “the country gentlemen” into “citizens” was not achieved. The idea of “Heiminteki Seikatsu” was temporarily compelled to withdraw.

With 1900’s coming, “Ie” dominated the society almost entirely. But the advent of a new middle-class after the Russo-Japanese War revived the “Heiminteki Seikatsu” to unroll its phase.

はじめに

徳富蘇峰は1887(明治20)年、民友社を設立、「田舎紳士」を担い手とする平民主義を唱道し、社会に大きな影響を与えた。

「田舎紳士」とは「地方に土着したるの紳士」であり、「多少の土地を有」するゆえに「村落に於ては、最も大切な地位」をしめ、「生活に余裕あるに非ざれども、亦水呑百姓の如く憫然にも非ず」という階層であった。¹⁾ 蘇峰にとってその階層は、自らの出自である豪農層のイメージであった。彼は豪農こそ、次代の社会を担う者であると考えたのである。

「田舎紳士」は「経営起業の民」であり、やがて「農夫の魁たる資格を拡げて、製造貿易的の資格に進」み、「仏の如き百性根性のみならずして、蛇の如く、鋭き商売根性」を養い、「一国の中等社会を組織する重なる要素となるもの」とされた。²⁾ 平民主義とは、こうした「田舎紳士」＝「独立自治の平民」による、農村からの資本主義化構想であった。

平民主義は自由民権運動の敗北を契機とした理論であった。つまり民権期のように権利を政治的に獲得していこうとするのではなく、経済的な改良によって自由を導こうとしたのである。政治を経済に従属させたのである。政治的な改革を志向することからの離脱は、一方で自らの生活や家族をとらえかえすことの始まりであった。それは自由民権派を批判する次の言葉にも象徴的にみえる。

「一国の政権を得ること肝要なるに、彼の人々が家を破り、而して一国の政権を得んとするを見ては、何人と雖も其不思議なるに驚くべし。」³⁾

それゆえに平民主義は、それを担う人間の実生活の変革をも含む、内からの近代化をめざすものとされたのである。平民主義にとって家族の変革は重大な関心事であった。それは蘇峰が平民主義の主張の舞台として、『国民之友』⁴⁾、『国民新聞』⁵⁾などの他に『家庭雑誌』⁶⁾を創刊したことでも明らかだと思ふ。

明治20年代は自由民権運動に対し勝利を得た、国家の側の体制作りが一応形を整えて行く時期にあたる。帝国憲法の発布、教育勅語の渙発、そして日本型資本主義体制を支える「家」の再編成がなされたのである。本稿は、そうした中での民友社の家庭論とは何だったのかを、考えてみたいと思ふ。

なお民友社とは思想集団であり、蘇峰一人のものではないが、「思想集団というより、むしろ猪一郎⁷⁾の独壇場の傾向が濃厚」⁸⁾であった⁹⁾ので、ここではそれを蘇峰の思想としてとらえたいと思ふ。

1. 平民主義の家庭論

蘇峰の家庭論は、自由民権運動からの離脱の結果、自らの家族や生活をとらえかえすことにより提出された。しかしそれと同時に、農村からの資本主義構想に家族を位置付けるという必要があったからである。

彼は「田舎紳士」の生活について次のように述べている。

「神聖なる奥座敷をも、今は之れを蚕室となし、或は其の堂々たる玄関口を以て、女の製糸場と為し、一家を挙げて蚕兒の行在所と為すに到るもの無きに非ず」¹⁰⁾

つまり、そこでは家庭内経営がめざされている。彼はその家庭内経営の1単位として、新しい家庭を求めたのである。

(1) 家庭の自立

蘇峰にとって、家族制度は是非ともかえてゆかなければならぬものであった。それは彼の構想において、「田舎紳士」が「独立自治の平民」であり、個人として存在するものであったからである。

彼は家族制度への疑問をなげかける。

「家族的専制」において一家の主人は、「一家老幼少長は固より、親類縁族の交渉迄挙げて、彼の一身に負担」しなければならず、その苦痛は測りしれない。こんな状態では、彼等は「家に殉ずるの外、終生一事をも」できないから、「社会の進軍と活動」はとても期待できない。社会で強者が弱者より重荷を負うのは当然だが、「精勤者」が「怠惰者」を、「克己者」が「放縦者」を、「先見者」が「短見者」を、ただ親類だからという理由で「養はざる可らざるの義務何くに在る。」また、妻をもつことで、妻の親族まで養うことになり生活が苦しくなることもあるが、そこまでの義務があるのだろうか。

「人各自ら養はざる可らず、幼と老とを除くの他は」、「妻も固より自から養はざる可らざる也。それ夫婿妻を養ふ、既に其の道に反す、況んや妻の家を養ふをや」

女性も男性と同様に自立しなければならないという主張についてはカッコ付であり、後に述べることにする。だが、個人に重きをおく彼にとって、集団の中にそれが埋没させられる家族制度は、どうしても納得がいかないものだったのである。かくしてこの弊害を除くためには、「今日に於ける社会の本位たる家族制を一変して個人制」にする他はないと考えるのである。¹¹⁾

彼にはまた、家族制度が女性を悲惨な境遇においているという強い認識があった。それは彼の体験にもとづくものであった。

彼の母久子は、積極的で進取の気性に富み、彼をして「予は常に父が母であり、母が父であったから、吾家はすべての点において、一層幸福であったろう」¹²⁾と言わしめる程の女性であった。だがそんな女性であっても、徳富家にあってはやはり弱い立場にあった。

その父に気に入られず、47歳まで家督の相続をされなかった彼の父一敬は、それゆえに「克己我慢の果は、大酒になり、烈しい^〆癪癪になり、女を愛して^〆齶を漏した」¹³⁾という。また姑に久子が「心身の苦勞ですっかり眼を悪くしてしまふ」ほど仕えても、「体養で生家に住って程経って帰れば、留守にはちゃんと女が居たり」、「妾と同居させられる事もあった」らしい。そして「生まるる子供も女の子ばかりで、すでに離縁になりかけた事も」あったという。¹⁴⁾ 蘇峰の誕生、姑の死去で一応久子の立場は安定したが、その後一敬が「得意の時代になって」も「文金が居」ることもあったらしい。¹⁵⁾

こうした経験から、久子はやがてキリスト教に入信する。一夫一婦の主張にひかれての事であった。しかもこの思いは久子だけのものではなかった。久子の姉妹6人のうち4人までが、同じ思いをもってキリスト教に入信したのである。¹⁶⁾

蘇峰はそれらを身近に見て育った。それゆえに彼は、終始一貫して一夫一婦制を、廃唱を主張し続けたのである。彼は次のように述べている。

「我邦に於ては家なし。何故なら「家とは、人倫の正しきを得たる関係を以て組織する者なり」、つまり愛によって結ばれた夫婦によって作られるものだからである。日本には、妾、娼妓という「売淫婦」が家の内外にいる。そうした一夫数婦の状態が「一家の圧制」を生むのである。また社会では女性を、「物体にして人類に非ず、社交的の眼孔よりすれば、彼等是一種の器具」と

さえみている。しかも「売淫婦」は、「多くは男子が婦人のために自個一片の便利を主として設けたる不正、不公、不儀、不道の法律」によって、その存在が公認されてしまっている。「我邦には実に姦淫の空気満ち居ると云ふも決して誣言に非ざる」のである。¹⁷⁾

さて、こうした状況をきり開いて女性の地位を確保し、「家」を作るには女性自身が立ち上がらねばならないと彼は考える。そのためにはまず、女性1人1人が「自尊の氣象」をもつ必要があるとしたのである。

さらに蘇峰は女子教育にも熱意を示した。鹿鳴館に象徴される欧化主義的女子教育に対する、反動の嵐の中で、女子教育の将来を案じている。

「但だ恐れて息まざるは将来の事なり、即ち痴人畏_レ 噫竟_レ 廢_レ 食が如く、女子教育の氣運頓挫して、復た動かざる平、左なくとも、或は極端なる反動風に持ち来らされて、所謂『女大学』主義を恢復するが如きに陥らん事、是なり。」¹⁸⁾

彼は、形だけのものになりがちであった欧化主義女子教育の衰退は、むしろ望ましいと考えた。だが、女子教育への関心が薄れたり、儒教主義的になることを懸念したのである。

それでは彼の考える女子教育とは、どのようなものであったのだろうか。まず「女子教育は、人類としての女性の圓滿に發達するを以て、其標準と為ざる可らず」と考える。そして社会的な人間となるために、社会的な関心も必要だとし、女子教育が狭く母として妻としてのものになってはならないとするのである。ただ従うだけの女性ではなく、「人類としての女子が當に負う可き責任を感得せしめ、之を行ふに堪ゆるの、克己、忍耐、労作、慈愛、寛裕、恭敬」等の徳を養成しなければならない。つまり女性も男性と同様に「主動的の道德」をもつようにしなければならぬとするのである。¹⁹⁾

さらに生産社会に役立つ人間となるために実用的な教育を奨励している。

「如何なる場合に於ても実学は常に人の世に立つべき基本にして、婦人の立脚点も同じく実学に於てせざるべからざる事男子と異なる所なければ也」²⁰⁾

実用的な教育への期待は大きく、これこそが女性の地位向上への道とまで考えている。ところが女性にとっての「実学」とは何かというと、裁縫、手芸、家政であった。それはやがて「女子の教場は、教場よりも寧ろ坐敷、部屋、台所の裡にあり」²¹⁾ という家庭教育重視の立場を導くことになった。

しかしそれだからといって、女性に対する学校教育、高等教育を否定したという訳ではなかった。彼は、高等教育はもちろん必要だが、「男尊女卑の弊を改め」るのは「寧ろ実学に由るの近易にして且つ確實なるに如ず。」²²⁾ と考えたのである。労働することで、生産的な人間になることで、実力をつけることができるとする平民主義の立場が、女性に対してもつらぬかれている。

それでも、裁縫、手芸、家政をすることで、生産的な人間になれるのかという疑問が残る。それに関連するので、女性の職業についての彼の考えをみてみたいと思う。

平民主義において職業とは「生活の為に為すべきものにあらず、將た世を過す方便にもあらず、実に職業は人間の天職」²³⁾ とされた。そこではむしろ女性も職業をもつべきだとされ、しかも「女子の社会上に於ける勢力の如き、亦是れ其女子が職業を有すると、無職業なるとに、經由するの多き」²⁴⁾ と考えられたのである。しかし、蘇峰にとって女性の職業とは、男性の職業と同じものではなかった。女性には女性の特質があるのであり、それを生かした分野を受けもつべきだと次のように述べている。

「婦人は男子に如何なる方法を以てするも及びがたき職業あると同時に男子亦如何なる方法を以てするも婦人に及びがたき事あり、体力腕力に於てこそ男子に敵しがたきも温和柔軟にして而も氣根の長き精細なる仕事に至りては遙に男子の上にある」²⁵⁾

そして、女性に向く職業として「裁縫、編物、縫箔、養蚕、製紙、紡績、機織、育児、看病、産事、台所事務、保伝等」²⁶⁾をあげている。さらに「職業とは必ずしも工業に限らず、家事の務め則ち家政の整理、小児の保育、食物の調理、室内の掃除等凡て婦人の職業なり」²⁷⁾と述べるのである。

のちになると女性の職業は「内職」としても論じられるようになる。彼は「内職」と職業を同じ意味で並列しても——例えば「内職、一家老幼各々その職業に就くを要す」²⁸⁾というような使い方——何ら矛盾を感じなかったのである。それは何故なのだろうか。

蘇峰は女性の地位向上を願っていた。それには女性も、独立した個人でなければならないと考えていた。しかしそれは、男性と同様な意味ではなかったのである。そうした考えは、彼の「婦人参政権」についての主張によくあらわれている。彼は女性に「政治的の生活」に入ることを求めながら、参政権を得ることには否定的な態度をとったのである。つまり、「我が日本政治の出来事を以て、月球世界の出来事と見做さず、即ち我が頭上の出来事と思ひ、之に向て痛痒を感じ、之に封して同感の情を表せんことを望むなり、即ち假令ひ手にて政治に交渉せざるも、心にて政治に交渉せんことを望」²⁹⁾んだのである。彼は参政権等の政治上の権利は、一家の代表として「主人」が持てばよいと考えたのである。それは女性の「職分」ではなかったからである。³⁰⁾

かくして女性の職業は、必ずしも経済的自立を必要としないものとして主張されたのであった。

蘇峰は性別分業をはじめとする、家族の分業による一個の家庭の自立を求めている。何故なら農村からの資本主義化構想に必要なものは、その単位としての家庭の自立だったからである。そこでは「職分」に従って、女性ではなく男性が社会的には代表者、また実質的に自立した個人であった。しかし女性も、男性とともに新しい家庭を支えるパートナーとして、高い地位が約束されると考えられたのである。

(2) 「平民的生活」

蘇峰の『家庭雑誌』創刊は、そうした新しい家庭を作ろうとする意志のあらわれだと考えてよいと思う。彼は創刊号で次のように述べている。

「燃ゆるが如き改革の精神は将来論の時代と共と去り、死するが如き回顧の思想は歴史の時代と共に来れり。」つまり日本社会は長足の進歩をとげた。しかし「日本社会は改革に倦めり。日本人民は進歩に疲れり。」それは進歩が「模倣的」であり、「自発的」でなかったからである。前者の改革は「国家の組織を改革すれば足る、制度文物を改革すれば足る」ものであった。しかし後者の改革はこれからだ。個人の生活などは、まだまだ旧態然としているのである。前者の改革は「国家的になされたり、又貴族的になされたり」、しかし後者の改革は「當に個人的になされざるべからず。而して個人的若くは平民的改革は家庭改革にあらずや。『家庭雑誌』は家庭改革の導火とならんとする者なり。」³¹⁾

蘇峰は『家庭雑誌』を舞台として、家庭改革の方法、新しい家庭の内容、理念などを、社会に広めようと考えたのである。

新しい家庭とは、「相知り、相信し、相親み、相愛す。愛して而して後」³²⁾に結婚した二人によ

って作られなければならないとされた。家のためや父母のための結婚は廃すべきだと考えられたのである。そして家庭は「一家の異分子に到りては無きに若くはなし」とされた。「一家は成る可く家族のみにて暮らす可し、特に純粹の家族のみにて」と考えられた。「舅姑別居」も望ましいとされ、経済的にそれが無理なら「事実の上にて別居」、つまりお互いに「自治の制」をとるのがよいとされたのである。

家庭では「真実を以て万事を貫き」、お互いに「何事も相談づく」で事を運ぶのがよいとされた。家族が「主人」の独断による無理な注文に、「逆ふとも出来ず、さりとして之を行ふには迷惑」と思うようなことになれば、「一家内に影日向の悪風を生ずる」と考えられたのである。

家族は、「妾を置く」などということのない「品行正しき主人」と、「貞淑にして勤勉なる妻君によって組織」され、「老人は福々しく小児は楽敷」、「何事も光明にして一家の内水晶の裡に在るが如き」であるのが望ましい。そして、このような「現世の天国」のような家庭から「一国の最善最良なる市民」が生まれるとされたのである。³³⁾

また家族は、他に対して自治独立の存在であることが主張された。「一家の自治とは、一家の事は、他人の厄介にならず、世話にならず、一家丈けにてなし行くを云ひ。一家の独立とは、他より干渉せられずして、思ふ存分に、己れか為す可しと思ふ事を為すを云ふ³⁴⁾」と説明されている。このような一家の自治独立は、「一国の独立するは一家の独立するの故なり。一家の独立するは一人の独立するが故なり。」³⁵⁾というように、家族構成員一人一人の独立より始まるとされた。そして家族構成員一人一人の独立を確かなものにするために、各々が職業をもつことが主張されたのである。³⁶⁾ また、この自治独立の精神の養成は「家庭教育に於て、最も大切」なこととされた。何故ならそうした精神は、「教育の中より発達し来るもの」と考えられたからであった。³⁷⁾

さて、新しい家庭は楽しくなければならぬとされた。彼は家にとじこもりがちで、心が倦みがちな「主婦」に注目して、一家での「看花」や旅行の楽しみをもつことを提唱する。世間では「主人」のみがこの楽しみを独占していることが多いが、それは「家庭の内に働く人々」に対し申し訳けないことだと考えるのである。³⁸⁾

また、「一家団欒」も、新しい家庭において欠かせないものとされた。一家の「主婦」は団欒が楽しいものとなるように、そこでの「談話の種子の絶へぬ様、常に心掛け」ていなくてはならないとされた。そのためには、「世間の出来事」に注意すること、³⁹⁾また読書生活が必要であるとされたのである。

蘇峰のこうした新しい家庭は、それを維持していくために、担い手の精神や道徳を問題にした。まず第一に、「勤勉」であることが要請された。「家内のうちに、時ならぬ浪風を起すは、家内の人、無事に苦めばなり。其子女の動もすれば、不取締に赴くは、仕事なければなり。」と「遊惰」であることが戒められた。⁴⁰⁾ 「暇あるは罪と貧の本、働くは富と徳の本⁴¹⁾」であり、「勤勉」であることが、物質的にも精神的にも豊かになる道と考えられたのである。

第二には、「節制」が要請された。「総て万事節制を付け、程能くするは、人間美徳の随一ぞかし」と述べられた。「身体節制を行へば、身体健全に。心節制を行へば、心和平にして、その楽み甚た多し。節制を以て人と交れば、交際その道に適ひ。節制を以て事に従へば、事その宜しきを失はず」と考えられたのである。⁴²⁾

また、「生活の程度は、成る可く控へ目にするがよろし」とし「儉約」が奨励され、「贅沢」が戒められた。それは、「人間独立の第一は衣食の独立」であるのに、「中等社会」では「慢に生活

の度を高ふする時には、勢ひ衣食の独立を失うことになるからであった。⁴³⁾

第三には、「貯蓄」が奨励された。その精神が「徳に進む入門」であると考えられたのである。子供にも、家庭教育によって「貯蓄心を養う」必要があるとされた。何故なら「貯蓄心は実に累積の心を教へ且つその必要を行はしむ」からであった。⁴⁴⁾

第四には、「秩序」、「規律」が要請された。「世の中の事は、規則縛りにて行はるるものにあらず、さりとして一切無規則なれば、尚ほ更ら行はるるものにあらず」ということであった。「何事も順序を付け、次第を考へ、規則を作り、手続きを定めて為す」ことで、無駄がはぶけ能率的な生活ができると考えられたのである。⁴⁵⁾

その意味から、家計簿をつけることも奨励された。「航路の定まらざる航海は安全の港入を期し難し、豫算立たざる家計は時に顛覆の憂なきを保せざるべし」とされ、「家計豫算」をたてることが促されたのである。⁴⁶⁾

しかし、こうした秩序や規則は「温厚和平にして、自由寛裕なる心を以て之を行ふ可し」とされ、それらが一人歩きし、人間不在のものになってはならないとされたのである。⁴⁷⁾

以上のような精神や道徳は、「物質的ノ文明ハ唯タ精神的ノ文明ニヨリテ是ヲ維持スルコトヲ得タルナリ」⁴⁸⁾ というところの、また「平民社会ニハ平民社会ノ道徳アリ」⁴⁹⁾ というところのそれと合致するものであった。かくして彼の主張する新しい家庭生活は、「平民的生活」と名付けられたのであった。そこでは、「抑も一家生活の全権は、挙げて細君の手にあり」⁵⁰⁾と、「主婦」が生活の要として位置付けられたのである。

「平民的生活」は、「生産社会」の担い手である「中等階級」の生活であった。蘇峰にとって「中等階級」は、次代を担う階層と考えられたのである。それは「主婦」ということばの通り、必ずしも物の生産にかかりきりになる必要のない女性の存在に象徴的である。しかし注目したいのは、この「平民的生活」が「貴族的生活」＝「上等社会」の生活を否定するものとして主張されていることである。

彼は「人間は必ずしも金殿玉樓にあらざれば、住居し得られざる道理なし、又佳羔珍肉にあらざれば、生存し得られざる道理なし、又羅綾錦繡にあらざれば、寒熱を防ぐに足らざる道理なし」と「貴族的生活」を批判する。そして「貴族的に生活するも、平民的に生活するも、生活を為すに於て、幾何の差がある」、「否な却って貴族的生活の上には、個人的徳義の欠損する處多からん」と述べるのである。⁵¹⁾

また、女性の職業の問題についても、「上等社会」を批判して次のように述べている。

「又見よ、彼の男女の権衡を得て、其幸福を全ふするは、下等社会にして、上等社会の如きは、其貴婦人、住々涙の絶ゆる間なきを。是れ何ぞや、一は職業を有して、其夫婿と並び稼ぐが為めなり、一は只夫婿の為に養はるる厄介者たる為に非ずや」⁵²⁾

彼は「上等社会」の女性のような「厄介物」としてではない生き方を、「中等社会」の女性に求めたのである。

「貴族的生活」は、「カノ貴族的ノ現象ハ武備機関ノ進歩シタル境遇ニ生スルモノニシテ平民的ノ現象ハ生産機関ノ隆盛ナル境遇ニ生スルモノナリ」⁵³⁾とされ、「生産社会」にふさわしくないと考えられたのである。

「平民的生活」は、生産に従事する主体としての「中等階級」の生活のあり方を示したものであった。それは特権階級である、上流の生活とははっきり区別された、家庭経営としての合理的

生活であった。

また「平民的生活」は、先に述べてきたように旧来とは違う新しい生活であったばかりでなく、しだいに形成されつつあった、国家の側の「家」の思想とも明らかに違うものであった。つまり、家長への孝——天皇への忠に連動するものとしての——を中心とする、人格形成の場である「家」でなく、「自由」、「平等」の家庭生活がめざされたのである。

『家庭雑誌』は「社説」や「論説」の他、「家政」や「科学」等を含む、家庭全般を網羅する雑誌であった。蘇峰はそれにより、読者層を男性ばかりでなく女性にまで広げようと計ったのである。彼はこれらの記事や、民友社発行の叢書シリーズを通じて、「平民的生活」を唱道した。また、その生活の要の役割に、「主婦」として女性がつけるよう、彼女らを啓蒙しようとしたのである。

2. 家庭から「家」へ

1904(明治37)年5月、蘇峰は次のような講演をした。

「日本国民は、其の国家を以て、家族の膨張したるものと、先天的に確信し居る也。故に彼等の眼中には、家と国とは、其名異りて、其实同じきものなり。家よりして国、国よりして家、其の愛国心は、詮じ来れば愛家族心の拡充したるに外ならず」⁵⁴⁾

ここでは、かつてくり返し述べられた家庭の自立の主張がなくなり、かわって家族的心情の国家への拡大——「家族国家」観があらわれている。

また、1905(明治38)年8月には、次のように講演している。

「自個を客位に措き、或は其の夫婿を本位とし、或は其一家を本位とす。乃ち延るて之を国家に及ぼす」のが「日本婦人」の特色である。それは「儒教主義の輸入前よりして、婦人一般の共通性とも云ふ可き、献身的精神を、固有し、培養しつつありしが為めに、あらざるなきを得んや」というのである。⁵⁵⁾

これはまさに「良妻賢母」の思想である。おそらく、女性の献身的精神については、女性固有の性質として蘇峰の心の中にかねてからあったものと思う。しかしそれが、家庭の中で従の役割を果たすものとされたことは、今までになかったことであった。

「家族国家」観は、国家の側の国民掌握のためのイデオロギーであり、「国家を家の拡大延長とする観念」⁵⁶⁾とされている。そこでは、「個別家族制度の倫理としての孝」と、天皇を中心として個別家族が集まった、大きな家制度の倫理としての忠は同じものとされた。⁵⁷⁾また、「良妻賢母」思想とは、その中での女性の役割を規定したものである。「女子の主たる活動の場を家庭内に限定し従を要請」しながら、視野の家庭外への拡大をはかり、その性別分業の役割を果たすことで国家的な貢献を期待するものであったとされている。⁵⁸⁾それらは、蘇峰の展開してきた家庭や「平民的生活」の理念とはまったく相反するものであった。ここではそうした変化について、考えてみたいと思う。

変化の原因については、むろん一概には言えないであろう。しかし一つあげるとすれば、やはり「田舎紳士」の崩壊であろう。彼らは蘇峰の期待に反して、新しい勢力——近代的市民——に成長しなかったのである。蘇峰は、「田舎紳士」による農村からの資本主義化をめざしていた。しかし日清戦争後、産業革命の過程で、そうした独立自営の農民のブルジョア的発展は困難となったのである。「平民的生活」も担い手の崩壊によって、その存在理念を失ったのである。

1898(明治31)年には明治民法が成立し、「家」が国の制度とされ、その方向への社会の流れが急速化していた。教育面においても、1902(明治35)年、文相菊地大麓が「良妻賢母」の思想を女子教育に採用する旨を述べ、やがて制度化された。また、1911(明治44)年には、「家族国家」観による国定教科書が修正を終えたのである。そうした流れの中で、理念を失い社会との結びつきをたれた「平民的生活」を表現してゆくことは、もはや無理だったのであろう。

さて変化した時期であるが、私は「日清戦争後、平民主義の婦人、家庭論は急速に国家主義的方向へ傾斜した」⁵⁹⁾ というようには考えない。先にみたように、1900年代に入るとそうした変化がみられるものの、その一方で平民的家庭像も維持しようとされていると思うのである。

『家庭雑誌』も終刊⁶⁰⁾に近い頃となると、例えば野口勝一・金成磐峯稿「婦女の道」⁶¹⁾ を連載(全3回)したり、藤田軍太「基督教義女子教育界の一大欠点」⁶²⁾ を掲載したりする。それは、儒教主義的女性像や家族制度の賛美であり、今までの『家庭雑誌』の論調とは異質なものであった。しかしそうした論調は、雑誌の大勢にはなり得ていない。そこでの大勢はやはり、女性の「自立」についてや高等教育の心要を説く投稿や論説であり、平民的家庭風景であった。

こうした傾向は、二雑誌廃刊後も続いている。1899(明治30)年10月、民友社発行の小冊子では、社交上の女性の地位を確保しようとして、「高等なる婦人の教育」の必要が主張され、女性が「社交界の一半を分つ」ことを望むと述べられている。⁶³⁾ そして、社交の場に女性が参加するのは、「夫婿に対する献身的の務として出席する」のではなく、自らの「快樂の為」でなければならぬとされる。⁶⁴⁾ 夫のための妻でなく、一個の女性としての活動が主張されたのである。

また1901(明治34)年には、「兎角今日に於ては、国體を重んじて、個人を軽視するの傾向がある」とし、「臣民」としての人間像を否定、いわば市民としての一個の人間であるべきと述べている。そこでは女性も「夫のみを便り」にしない、「一人前の人間」となることが要請されている。⁶⁵⁾

つまり、蘇峰の変化は急激なものではなく、行きつ戻りつなされたのである。彼の家庭変革への意志は、自らの体験にもとづいているだけに強固なものであったといえよう。

それは女性問題についてみる時、一層顕著であると思う。家庭内での従の役割や、「忍従」などの女性道徳について述べたものの、女性の地位向上への意志を一貫してもち続けていたからである。例えば、1926(大正15)年8月に発刊された小冊子においては、学校教育が男性に対して女性を不当に低く差別しているとし、次のように批判している。

「男女分類」が極端にまで行なわれた結果、「男子に教えるものを婦人に教へるのは、何やら教育の道を過って」いるように、女性には女性のための教育がなされている。しかしそれでは「折角女子の教育も隆冒となりつつあるに係らず、動もすればその教養の範囲が男子に比して、餘りに局部的となり、餘りに単純となり、餘りに限定的となり、いはゆる人間学の大部分を占めたる世間的知識」の吸収など望めないでないかというのである。⁶⁶⁾

つまりここでは「現代は男女協同の世界」⁶⁷⁾ とし、その力を積極的に評価しなければいけないと述べられたのである。しかしながらその力は、主婦として「一家を圓滿に治め」るため、またその心情を拡大して国家に貢献するためと位置付けられる⁶⁸⁾ のであり、その意味では「良妻賢母」の思想ともいうことができよう。

思うに蘇峰の女性論にとって、「平民主義」の破綻は、国家の側のイデオロギーとしての「良妻賢母」思想との距離を一気に縮めるものだったとはいえないだろうか。何故なら、両者とも家庭内での女性の役割を積極的に評価しようとする点で同じだったからである。

前者にとってのそれは、資本主義化構想における一単位としての家庭の、経営のパートナーとしての役割であった。後者にとってのそれは、国家に拡大再生産するものとしての家庭内での妻として母としての役割であった。つまり、同じく女性を積極的に評価するといっても、その意味・内容はまったく異なるものであった。しかし、存在理念を失った蘇峰の女性論には、それに対抗するだけの批判的精神をもはやもつことができなかつたのである。そして、それと同じ事が全体としての「平民的生活」の主張にもいえる。つまり蘇峰は「平民的生活」への支持をかえなのまま、少しずつ「家」の思想にとりこまれたのである。

結びにかえて

——蘇峰の家庭論が示唆したこと——

永原和子氏は次のように述べている。

「蘇峰の＝平民主義の婦人論」は、封建的家族制度、欧化主義・貴族主義的女子教育、保守的良妻賢母主義教育に対する批判は、徹底している。それは「婦人論の流れにおいていわば谷間のような、沈滞期にある」明治20年代にあってはなばなしい。「しかし“中等階級”への期待の大きいばかりに“下等階級”の問題を充分正しく把えることがなかつた。」さらに、「“中等社会”の家庭像をあまりに理想化してとらえたために、ついにそのわくの中においてのみ女性の前進、成長を考へることになった。それが職業論に象徴されるような矛盾と限界となった。」⁶⁹⁾

蘇峰の主張は、確かに職業論において女性の経済的自立の道をさぐる方向はもたなかつた。しかしそれは、先にも述べたように彼の主たる関心が新しい家庭建設にあったからである。彼は女性論そのものではなく、「平民的生活」を営む家庭における女性の資格、役割について述べたのである。

また、彼の主張が「下等階級」の問題をとらえていないのも事実であり、ゆえに女性問題のいわゆる根本解決にはつながらないのかもしれない。しかしつい先頃のナイロビ会議の共同宣言をめぐって、先進諸国と発展途上国との内なる葛藤にもみられるように、今や女性の問題は階級の問題だけは解消されないのも事実なのである。そうした今日的視覚からみると、女性史はかつての女性解放の道すじにこだわらず、もっと多様にならねばならないと思う。蘇峰にかえて言えば、そうすることなしには、彼の家庭や生活についての様々な提言やその斬新さがうもれてしまふように思うのである。

蘇峰の家庭論は、よく福沢諭吉や敵本善治の主張との共通点を指摘される。⁷⁰⁾しかしそれは、表現における類似点のみに注目した狭いとらえ方のように思う。彼の家庭論の特徴は何よりも、家庭を生産社会における1単位として位置づけたことにある。それゆえに彼は家庭を生産社会の倫理・道徳の要としてとらえ、その生活を重視したのである。それが、「平民的生活」とよばれるものであった。

それに対し福沢の主張はほぼ一夫一婦制の主張に収束し、家庭論、生活論の展開には至らない。彼は男女同等の家庭実現のために、儒教主義批判を徹底しておこなつた。しかし、むしろ彼の関心はこの儒教主義批判にあったのであり、それ以上のものではなかつたように思う。また敵本はキリスト教を下地に男女同等の理想的な「ホーム」実現のために、家庭、生活における改革を提唱した。しかし彼の主張は「ホーム」それ自体の実現にあったのであり、「ホーム」と社会の関

わりについては問題にされていなかったように思うのである。

蘇峰の家庭論は福沢や巖本とも異なっていたのであり、旧来にはない新しい家庭の創造であったのである。それは農村からの資本主義化構想である「平民主義」を支える、自由、平等の独立した家庭であった。つまり国家の側が形成しつつあった、天皇制イデオロギーとしての「家」とは相対するものとして存在しようとしたのであった。

蘇峰の家庭論は『国民之友』の一万前後の読者⁷¹⁾そして『家庭雑誌』の読者に支えられて展開した。『国民之友』の売れゆきは、当時としては破格なものであったといわれている。そこには、それが蘇峰が「田舎紳士」とした豪農層かどうかはさておくとしても、「平民的生活」を受け入れることのできる、また歓迎しようとする層の存在があったに違いない。

1894(明治27)年6月以降に出版された、『家庭之和楽』によせられた批評の中で『早稲田文学』は次のように述べている。

「例の平易なる文章をもて健全なる家庭を作るの法を説く所、民友社の独得也。思ふに平民の友といふ平生の主義に背かず放々として社会改善の方法を講ずるの誠意及び其の手段の宜しきを得たるは、方今民友社を第一とすべし(後略)」⁷²⁾

「平民的生活」が、大旨好評をもって受け入れられた様子がわかる。

新しい生活を唱道した、蘇峰の「平民的生活」は、その担い手とされた「田舎紳士」の崩壊によって、その存在理念をうしない消滅を余儀なくされた。その後、1900年代には、国家の側の「家」イデオロギーが、制度面、道德面から固められ、社会に深く浸透していったのであった。

しかし蘇峰の主張が消滅しても、また「家」イデオロギーが社会を覆っても、人の心に一度刻まれた新しい生活観は消えようがなかったのではないか。それは日露戦争後の資本主義の発達により大量析出された、都市中間層とよばれる人々の家庭生活に反映し、また新たな展開をみせることになると思うのである。時代も状況もかわり、ましてや社会における存在理念を失った「平民的生活」がどのような形で継承されたのか、その検討はまた次の機会にしたいと思う。

註

- 1) 徳富蘇峰「隠密なる政治上の変遷」第2, 『国民之友』16号, 1888年2月17日
- 2) 徳富蘇峰「隠密なる政治上の変遷」第3, 『国民之友』17号, 1888年3月2日
- 3) 徳富蘇峰「隠密なる政治上の変遷」第1, 『国民之友』15号, 1888年2月3日
- 4) 1887年創刊
- 5) 1890年創刊
- 6) 1892年創刊
- 7) 蘇峰の本名
- 8) 杉井六郎「民友社の背景とその成立」(同志社大学人文科学研究所編『民友社の研究』, 1977年に収録) 42ページ
- 9) 他にも同様な指摘がある。例えば鹿野政直「臣民・市民・国民」(『近代日本政治思想史』I, 1971年), 荒瀬豊「思想集団としての民友社」『東大新聞研究所紀要』17, 1968年, 等
- 10) 徳富蘇峰, 前掲「隠密なる政治上の変遷」第3
- 11) 徳富蘇峰「家族的専制」『国民之友』第194号, 1893年6月23日
- 12) 徳富猪一郎『蘇峰自伝』中央公論社, 1935年
- 13) 徳富蘆花『富士』福永書店, 1926年, 60ページ

- 14) 徳富蘆花, 前掲『富士』61ページ
- 15) 徳富蘆花, 前掲『富士』62ページ
- 16) 久子の他の3人は, 横井実学党の幹部竹崎律二郎の妻で, 後に熊本女学校を興した竹崎順子, 横井小楠の妻, 横井つせ子, 婦人矯風会の創立者, 矢嶋揖子である。詳しくは鹿野政直『明治の思想』筑摩書房1964年, 鹿野政直・堀場清子『祖母・母・娘の時代』岩波ジュニア新書, 岩波書店, 1985年
- 17) 徳富蘇峰「現今我邦の婦人の地位」『国民之友』84号, 1890年6月3日
- 18) 徳富蘇峰「女子教育の事」『国民之友』135号, 1891年11月3日
- 19) 徳富蘇峰, 前掲「女子教育の事」
- 20) 塚越芳太郎「女学の傾向」『家庭雑誌』50号, 1895年3月25日
- 21) 徳富蘇峰「父母は教師なり, 家庭は学校なり」『家庭雑誌』33号, 1894年7月10日
- 22) 塚越芳太郎, 前掲「女学の傾向」
- 23) 無署名「婦女職業案内」『家庭雑誌』, 5号, 1893年10月10日
- 24) 徳富蘇峰, 前掲「女子教育の事」
- 25) 無署名『婦人と職業』家庭叢書10巻, 民友社, 1894年5ページ
- 26) 前掲『婦人と職業』, 6ページ
- 27) 前掲『婦人と職業』, 19ページ
- 28) 徳富蘇峰「内職・一家老幼各々その職業に就くを要す」『家庭雑誌』9号, 1893年5月15日
- 29) 徳富蘇峰「日本婦人論」(第2)精神の修養, 『国民之友』4号, 1897年5月14日
- 30) 後(1925年頃)には「婦人参政権」賛成の立場に変わっている。これは世界大戦で男性が戦争に徴用されたため, 従来の男女の分業が世界的な傾向として不可能になりつつある。この勢いはどうしようもないので, これを「利導するの他はない。」国家の公的な職業にも女性が携わることを要求することもあり, 義務を負わせる以上, 権利としての参政権は当然分配しなければならない。またそうすることこそ国家の利益に通じると考えられたためである。女性の地位向上への姿勢がみえるものの, ここではそれが, 女性個人のためではなく, 国家のために位置付けられている。
- 31) 無署名「家庭雑誌」『家庭雑誌』1号, 1892年9月15日
- 32) 徳富蘇峰「家庭の革命, 人倫の恨事」『国民之友』160号, 1892年7月13日
- 33) 徳富蘇峰「美しき家風」『家庭雑誌』3号, 1892年11月15日
- 34) 徳富蘇峰「親類縁者の交際法」『家庭雑誌』4号, 1892年12月15日
- 35) 塚越芳太郎「新日本の地盤——其三, 新国民」『家庭雑誌』5号, 1893年1月15日
- 36) ここでの職業も, 必ずしも経済的自立ができるものでなくてもよい。その訳については前述した。
- 37) 徳富蘇峰「子供に独立の気象を養はしむる事」『家庭雑誌』115号, 1898年4月15日
- 38) 徳富蘇峰「看花の好時節」『家庭雑誌』27号, 1894年4月10日
- 39) 徳富蘇峰「談話の種子」『家庭雑誌』26号, 1894年3月25日
- 40) 徳富蘇峰「家庭に於ける手工」『家庭雑誌』2号, 1892年10月15日
- 41) 無署名「婦女職業案内」『家庭雑誌』23号, 1894年2月10日
- 42) 徳富蘇峰「手近き道德」『家庭雑誌』8号, 1893年4月15日
- 43) 徳富蘇峰「生活の程度, 家事経済の心得」『家庭雑誌』22号, 1894年1月25日
- 44) 徳富蘇峰「家庭教育, 貯蓄心を養ふ可き事」『家庭雑誌』10号, 1893年6月15日
- 45) 徳富蘇峰「一家の秩序」『家庭雑誌』5号, 1893年1月15日
- 46) 自助生「家計豫算」『家庭雑誌』6号, 1893年2月15日
- 47) 徳富蘇峰, 前掲「一家の秩序」
- 48) 徳富蘇峰『新日本之青年』『明治文学全集』34巻, 筑摩書房, 1974年, 121ページ

- 49) 同上
- 50) 徳富蘇峰, 前掲「生活の程度, 家事経済の心得」
- 51) 無署名『家庭之和楽』家庭叢書1巻, 民友社, 1894年, 18ページ
- 52) 徳富蘇峰, 前掲「女子教育の事」
- 53) 徳富蘇峰『将来之日本』『明治文学全集』34巻, 筑摩書房, 1974年81ページ
- 54) 徳富蘇峰「家と国」『第五日曜講談』民友社
- 55) 徳富蘇峰「日本の婦人」『第七日曜講談』民友社
- 56) 石田雄『明治政治思想史研究』未来社, 1954年, 15ページ
- 57) 石田雄, 前掲『明治思想史研究』108ページ
- 58) 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房, 1975年, 4章1節
- 59) 永原和子「平民主義の婦人論」『歴史評論』311号, 1975年
- 60) 終刊は1898年8月, 119号にて
- 61) 『家庭雑誌』110号~112号, 1897年11月15日~1898年1月15日
- 62) 『家庭雑誌』93号, 1897年1月10日
- 63) 徳富蘇峰「婦人の教養」『社会と人物』
- 64) 徳富蘇峰「社交上における婦人の状態」『社会と人物』
- 65) 徳富蘇峰「教育上より見たる個人の価値」『教育小言』民友社
- 66) 徳富蘇峰『婦人の新教養』主婦の友社, 86ページ
- 67) 徳富蘇峰, 前掲『婦人の新教養』41ページ
- 68) 徳富蘇峰, 前掲『婦人の新教養』90ページ
- 69) 永原和子, 前掲「平民主義の婦人論」
- 70) 例えば坂本武人「民友社の家庭・婦人論」(前掲『民友社の研究』に収録)
- 71) 民友子=徳富蘇峰「民友子の述懐」『国民之友』25号, 1888年7月6日
- 72) 『家庭雑誌』34号広告, 1894年7月25日